

令和6年10月10日

Bライセンス審判員各位

京都府柔道連盟事務局

### 令和6年度近畿柔道連盟主催Bライセンス審判員の更新講習について

令和6年度近畿柔道連盟主催Bライセンス審判員の更新講習を受け付けているところですが更新について事務局より連絡します。

2024年度より公認審判員に関する規程・規則の変更により、審判員の更新要件として審判員更新講習を毎年受講することとなりました。

近畿柔道連盟では、本年、対面のみの講習会としていますので、Bライセンス審判員の皆様は、近畿柔道連盟主催の講習会を受けなければ来年度、活動ができなくなります。対象の講習会は、以下のとおりです。

#### 記

#### 1 近畿柔道連盟が主催する講習会

##### (1) 大阪開催

ア 日時 令和6年11月10日(日)

イ 会場 講道館大阪

##### (2) 京都開催

ア 日時 令和6年11月17日(日) 14時～16時(受付13時～)

イ 会場 「京都テルサ」京都市南区東九条下殿田町70

##### (3) 兵庫開催

ア 日時 令和6年11月24日(日)

14時～16時(受付13時30分)

阪神・神戸地区以外・兵庫県以外の府県

イ 会場 「灘高等学校」神戸市東灘区魚崎北町8-5-1

JR住吉・阪神魚崎駅より徒歩10分

※ 講習会の要項等については、各府県柔道連盟のホームページをご覧ください。

#### 2 注意事項

京都府柔道連盟において登録されているBライセンス審判員の皆様は、必ず上記近畿柔道連盟が主催する講習会を受講して下さい。傘下の団体におきましては、講習会受講の勧奨をお願いします。

なお、受講結果を登録する際、Judo-Membe のリニューアル後、マイページへログインされた経験があることが必要です。

マイページへログインされたことのない方は、添付資料「Judo-Member 講習会お申し込みまでの流れ」に従い、7～16 ページまで行ってください。

## 参考

### 公認審判員規程

#### (資格認定と管轄団体) 第4条-(3)

Bライセンス審判員は、地区柔道連盟(連合会・協会)が行なう

#### (審判員の義務等) 第5条-5

審判員は毎年全柔連または第4条に定める管轄する団体が主催する審判員更新講習会(集合研修またはオンライン研修)を受講しなければならない

#### (審判員資格の有効期間) 第10条-3

審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする

A～Cライセンス審判員 審判員更新講習会を毎年受講すること  
試合の審判に携わるよう努めること

### 3 問い合わせ先

京都府柔道連盟事務局 電話 075-644-6235

担当 京都府柔道連盟  
事務局 吉田 進